

令和 6 年 5 月 24 日

国 住 心 第 4 8 号

各

都道府県
政令市
中核市

 住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局安心居住推進課長

(公 印 省 略)

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に基づく 掲示のオンライン化について（通知）

平素より住宅政策の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、書面掲示規制等のアナログ規制の見直しについて、集中改革期間（令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間）に、スピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。さらに、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においても、「書面掲示に係る規制の見直し」について「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされました。

情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっており、掲示場所に赴かずともその掲示の内容を知ることができる環境を整備することが重要です。

つきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 115 号）第 7 条第 2 項に基づき地方公共団体等が行う掲示について、下記のとおり運用を整理したので通知いたします。

記

書面掲示に係る規制のうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 7 条第 2 項に基づき地方公共団体等が行う掲示については、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を基本とすること。

以上

(参考資料)

- ・ デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）
- ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）
- ・ 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

(参照条文)

○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）（抄）

（入居者の募集方法）

第七条 地方公共団体又は法第四十六条の規定による地方公共団体の要請に基づいて高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行う機構若しくは公社（以下「地方公共団体等」という。）は、原則として賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

2 前項の規定による公募は、入居の申込みの期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

3・4 （略）

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）（抄）

（機構又は公社に対する供給の要請）

第四十六条 地方公共団体は、自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うことが困難であり、又は自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うのみではその不足を補うことができないと認めるときは、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は公社に対し、国土交通省令で定めるところにより、高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うよう要請することができる。